

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで (省略)</p> <p>第6章 <u>建替事業等</u> (第33条—<u>第36条の2</u>)</p> <p>第7章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>    第6章 <u>建替事業等</u></p> <p>        (建替事業に係る使用料の特例)</p> <p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の<u>最終の使用料</u>を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条、第28条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、<u>当該入居者の使用料を減額するものとする。</u></p> <p>    <u>(用途廃止に係る使用料の特例)</u></p> <p><u>第36条の2 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで (省略)</p> <p>第6章 <u>建替事業</u> (第33条—<u>第36条</u>)</p> <p>第7章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>    第6章 <u>建替事業</u></p> <p>        (建替事業に係る使用料の特例)</p> <p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条、第28条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由によらないで15日以上該当市営住宅を使用しないとき。</p> <p>(4) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)</p> <p>(6) 第13条、第37条、第39条及び次条の規定に違反したとき。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、</p>	<p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由によらないで15日以上該当市営住宅を使用しないとき。</p> <p>(4) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)</p> <p>(6) 第13条、第37条、第39条及び第41条の規定に違反したとき。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、</p>

改正案	現行																		
<p>近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p><u>(管理の代行等)</u></p> <p>第51条 市長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市営住宅(共同施設を含む。以下この条において同じ。)</u>の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により、指定管理者に市営住宅の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 市営住宅の施設、設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 入居者の公募その他の市長が行う業務の補助業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務</u></p> <p>別表第3(第47条の2関係)</p> <p>自動車保管場所目的外使用料</p> <table border="1" data-bbox="208 901 1084 1197"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>使用料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮塚町北団地</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>大東町西2団地</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>大東町西団地</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>楠町団地</td> <td>16,000</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	使用料月額 円	宮塚町北団地	16,000	大東町西2団地	13,000	大東町西団地	13,000	楠町団地	16,000	<p>近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>第51条 <u>削除</u></p> <p>別表第3(第47条の2関係)</p> <p>自動車保管場所目的外使用料</p> <table border="1" data-bbox="1144 901 2007 1157"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>使用料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮塚町北団地</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>大東町西2団地</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>楠町団地</td> <td>16,000</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	使用料月額 円	宮塚町北団地	16,000	大東町西2団地	13,000	楠町団地	16,000
保管場所	使用料月額 円																		
宮塚町北団地	16,000																		
大東町西2団地	13,000																		
大東町西団地	13,000																		
楠町団地	16,000																		
保管場所	使用料月額 円																		
宮塚町北団地	16,000																		
大東町西2団地	13,000																		
楠町団地	16,000																		

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、<u>第48条から第52条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、<u>第50条から第52条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と、「<u>近傍同種の住宅の家賃の額</u>」とあるのは「店舗等の使用料の額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで<u>及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から<u>第50条まで、及び第52条の規定を準用する。</u></p> <p>2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、<u>第50条及び第52条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p>

芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(準用)</p> <p>第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項から第5項まで、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から<u>第52条</u>までの規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項から第5項まで、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から<u>第50条</u>まで及び<u>第52条</u>の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>